

健疾発0326第2号

平成22年3月26日

中野 今治 殿

厚生労働省健康局

疾病対策課長



平成22年度厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患克服研究事業）

に係る研究課題の評価結果について

厚生労働科学研究費補助金取扱規程第8条に基づき研究計画書様式第2を提出していただきました貴殿の研究課題「神経変性疾患に関する調査研究」については、専門的・学術的観点と行政的観点から総合的に評価した結果、**引き続き採用することとなりました。**

（別添評価結果をご参照下さい。）

中間評価結果

研究事業名：難治性疾患克服研究事業

研究年度：平成21年度

研究者名：中野 今治

研究課題名：神経変性疾患に関する調査研究

課題の継続の可否
可

○学術的評価点数 10点中 点 (平均 6.76)

○行政的評価点数 10点中 点 (平均 6.57)

() 内は全研究課題の平均点

○学術的評価点数の分布

点数	0～2	2.1～4	4.1～6	6.1～8	8.1～10
課題数			9	36	2

○行政的評価点数の分布

点数	0～2	2.1～4	4.1～6	6.1～8	8.1～10
課題数			16	29	2

【評価委員会のコメント】

<評価できる点、推進できる点>

- ・病因、早期の診断法なども不明の難病各10疾患の代表的研究者の多施設研究で漏れの無い研究企画での進捗を示している。行政的に信頼される調査結果を出している
- ・診断基準の洗練
- ・全体として計画目標達成に向けて研究が進行している
- ・神経変性疾患に関し、研究代表者および研究分担者らによって非常に質の高い研究が進められている。また、発表業績のなかに、研究課題の実施を通じた政策提言（寄与した指針又はガイドライン等）の記載が相当量あることは高く評価される。

<疑問点、改善すべき点>

- ・リユープロレリンはⅢ相試験で有効性が確立できていないが、今後も継続するのか。生体資料バンクについてはどのように関わるのか。
- ・個別研究の推進をこの調査研究の中で行うべきか否かについては疑問がある
- ・特に困難な難病を10疾患も包含することの妥当性に疑問が残る。なお、エフォートが1%と記載される研究分担者がいるなど、研究体制について再確認すべき。

<倫理性について改善を要する点>

厚生労働科学研究費補助金研究代表者 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長



厚生労働科学研究費補助金の経理の適正な実施について

厚生労働科学研究費補助金（以下「研究費」という。）につきましては、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。）等に基づいて、これまでも適正な執行を求めているところです。

しかしながら、昨年度に続き、今般、会計検査院による実地検査により、一部の研究事業において別添のような重大な不適正経理を行っていたことが確認され、国会へ報告されました。

このような事態が生じることは誠に遺憾なことです。

従前より周知しておりますが、研究費は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）の適用を受け、研究費の目的外使用などの違反行為を行った場合には、研究費の交付決定の取消し、加算金を付しての返還などの処分が行われることとなっています。

また、平成16年度以降、補助金適正化法に基づき補助金の交付の決定が取り消された事業を行った研究者等は、取扱規程第3条第3項の規定に基づき、一定期間、研究費を交付しないこととされているところです。

各研究代表者は、研究を実施する組織を代表して、研究計画の遂行に責任を負っていますので、取扱規程等に基づいて、経理を担当している事務部門の協力も得た上で、研究費の経理が適正に行われているか改めて点検するよう要請します。なお、必要に応じ、歳出予算の繰越制度を活用する等、研究費について、より一層の適正な執行に努めるとともに、研究分担者がいる場合は、研究分担者に対しても研究費の経理の適正な実施について、周知、指導方を要請します。

別添

厚生労働科学研究費補助金を受けていた研究者による不適正経理について

不当事項として指摘された不適正経理の実態

会計検査院による実地調査により、6大学の研究者7人の研究事業において不当事項として指摘される不適正な経理が行われ、平成20年度決算報告として国会に報告されたところである。

不当事項として指摘された事例の概略

2大学2研究者

業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ自らが管理する補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、その全額を業者に預けて別途に経理したり、補助対象とは認められない研究期間終了後に納品された研究用物品の購入代金を補助対象経費に含めたりしていた。

1大学1研究者

業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ自らが管理する補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、その全額に相当する商品券を業者から納入させていた。

3大学3研究者

各年度の補助対象経費に、補助対象とは認められない研究期間終了後に係る備品費、リース料等を含めていた。

1大学1研究者

間接経費をその用途としては認められない自らの研究事業に係る直接研究費等として使用していた。